

令和 7 年度（2025 年度）
日野市行政評価報告書

令和 8 年（2026 年）2 月
日野市

目 次

1 日野市における行政評価の概要	1
(1) 行政評価の目的	1
2 令和 7 年度行政評価の実施方法	2
(1) 実施体制	2
(2) 令和 7 年度行政評価の流れ	2
(3) 行政評価の視点	4
3 評価対象事業及び事業概要	5
(1) 評価対象事業	5
(2) 事業概要	5
4 市民評価意見結果(概要)	6
(1) 評価意見・投票数	6
(2) 地域共創 PF に寄せられた意見総括	6
(3) 投票結果概要	6
5 評価結果	8
(1) 視点別の評価結果	8
(2) 今後の方針・求める対応	9
【参考】行革推進委員会意見	10
6 資料	11
(1) 地域共創 PF の意見投稿に関する統計	11
(2) 行政評価の視点(詳細)	12

1 日野市における行政評価の概要

行政サービスは、絶えず変化する社会情勢や技術、社会的資源、環境などに柔軟に適合させた上で、効率的かつ効果的に提供できるよう、不断の見直しが求められます。

各事業は、所管部署において自発的に見直しがなされています。しかし、異なる視点（市民や他部署の職員の目線）から客観的に事業を評価することが、より多くの気づきを得ることにつながり、また、それによって事業をより良い方向性や内容に改めることができます。

そこで、日野市では、「行政評価」という制度により、市民委員のご意見もいただきつつ、組織全体で事業の見直しを毎年度実施しています。

(1) 行政評価の目的

市政に関し、限りある経営資源（税収を始めとした財源、人員、施設、情報等）を効率的に活用し、最大の効果を得ることを目的としています。

時代の変化とともに市民等の需要に的確に応えることができなくなった事業を抜本的に見直し、市政全体の最適化の観点から、経営資源を優先度の高い事業へとシフトします。また、必要性が失われていない事業については、より効果的な事業内容・より効率的な手法に刷新を図ります。

①地方自治法の要請「最少の経費で最大の効果」

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」と規定されています。

②内部統制の目的「業務の効率的かつ効果的な遂行」

また、日野市では、地方自治法第150条第2項に基づき令和3年8月23日に『日野市内部統制基本方針』を定め、内部統制制度を導入しました。基本方針には、総務省が平成31年3月に発出した『地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン』に示される内部統制の目的のうちの一つである「業務の効率的かつ効果的な遂行」に対応し、「行政評価システム」に取り組むよう定めています。

2 令和7年度行政評価の実施方法

(1) 実施体制

① 市民、事業者等

市民、事業者等（以下、「市民等」という。）は評価対象事業に関する意見を表明します。なお、市民等への意見募集にあたっては、インターネット上で不特定多数の方がリアルタイムで意見投稿、意見交換が可能なサイト「日野市地域共創プラットフォーム（以下「地域共創PF」という。）（<https://hinotane.liqid.jp/>）」を使用します。

② 行財政改革推進委員会

行財政改革推進委員会（以下、「行革推進委員会」という。）は、日野市の行財政改革の推進に向けて、幅広い見地から意見・提言を行うことを目的とした委員会です。令和7年度より、所掌事務に行政評価が追加され、自らも地域共創プラットフォーム上で意見を表明しつつ、市民・事業者等からの意見の取りまとめ、市民評価意見の提示を行います。

③ 行財政改革推進本部

市長、副市長、各部長により組織される会議体です。評価対象の選定や評価について、評価意見等の意見を踏まえて検討します。

(令和7年度)日野市における行政評価の実施体制

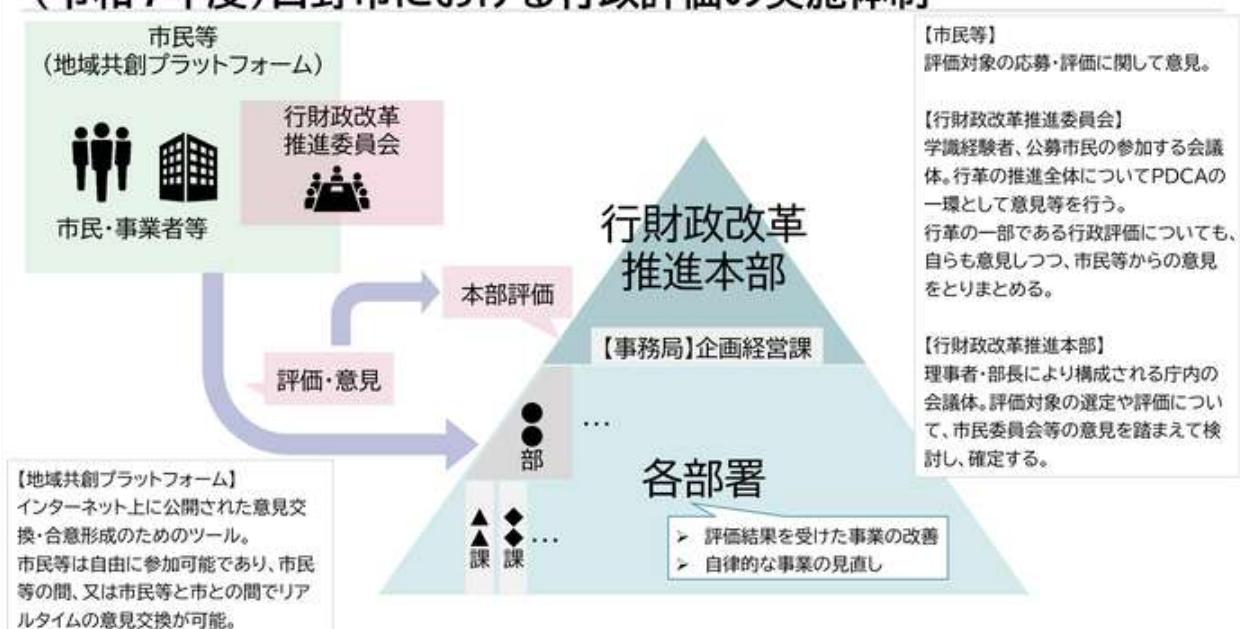


図 1 行政評価の実施体制

(2) 令和7年度行政評価の流れ

時期	内容
① 9月	評価対象となる事業の選定にあたり、府内各部署を対象に募集を実施。
② 10月	府内募集の結果を踏まえ、行財政改革推進本部で評価対象事業を選定。

③	10~11月	評価対象事業所管部署において、意見募集のための資料を作成。
④	11~12月	市民意見を募集。意見募集にあたっては、地域共創 PF を使用。市民等が意見投稿を行う際の参考資料として、③にて所管部署が作成した資料を前提情報として提示。 ※なお、本年度は、来庁者等から意見をいただくことを目的に「意見投票箱」を設置し、紙での意見募集の受付を行いました。
⑤	12月	市民等から寄せられた意見及び行革推進委員会委員の意見を基に、評価意見を『日野市行政評価 市民評価意見書』として委員会がとりまとめ、市に提出。(市民評価)
⑥	1~2月	市民評価の結果を踏まえ、行財政改革推進本部の構成員のうち理事者及び企画部職員により所管部署に対しヒアリングを行い、評価対象事業の評価素案を作成。
⑦	1~2月	「⑥ 評価案」を行財政改革推進本部で検討し、最終評価案として確定した後、市長決裁により決定。(本部評価)
⑧	2月	「⑤ 本部評価」と「⑦ 市民評価」の結果を公表。また、各所管部署に結果を伝えます。
⑨	3月~	所管部署において、評価結果を踏ました各事業の改善・見直しを検討。
⑩	-	(次年度以降) 理事者ヒアリング等により、改善状況の進捗を確認。

日野市行政評価の流れ



図 2 行政評価の流れ

(3) 行政評価の視点

市民等により評価対象事業へ意見を投稿するに当たっては、次の視点に立ち、それぞれに設定された問を念頭に置いて評価を行いました（詳細資料は巻末に掲載）。

本部評価においては、行革推進委員会の意見を踏まえ、総合的な視点から評価を実施しました。

視点	問い合わせ
①公益的必要性	事業目的は、公益としての市民ニーズに照らして妥当なものですか？
	行政の関与のあり方として、市が直接担う必要がある事業ですか？
②有効性及び効率性	費用対効果は十分ですか？
	得ようと意図した効果と、実際に得られている効果は一致していますか？
③公平性	効果は、行政目的からみて、公平に分配されていますか？
	利用者の費用負担と、利用していない市民の費用負担（税金）との割合は、行政目的に照らして適切ですか？
	事業の過程で、第三者との公平性が損なわれていませんか？
④持続可能性	環境負荷の観点から、将来への負の影響を残していませんか？
	経済負担の観点から、将来世代へのコストの付け回しがされていませんか？
	将来的に人口（担い手）や財源が減少することを踏まえてもなお、持続可能な事業設計になっていますか？
(⑤優先性)	行政評価の各視点からみて有益な事業だとしても、他の事業よりも優先すべきですか？

3 評価対象事業及び事業概要

評価対象事業については、庁内募集及び行財政改革推進本部において以下の1事業を選定し、評価しました。

(1) 評価対象事業

評価対象事業	窓口時間・土曜開庁について
市所管部署	[市民部] 市民窓口課、保険年金課、納税課、七生支所 [企画部] 企画経営課

※ 評価対象を土曜開庁を実施している窓口の所管課に限定しています。

(2) 事業概要

評価対象事業	窓口時間・土曜開庁について										
対象となる窓口	以下の4部署の窓口。 <table border="1"><thead><tr><th>窓口名</th><th>主な業務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>市民窓口課</td><td>住所の異動業務、証明書発行（住民票・戸籍・税証明等）、印鑑登録、マイナンバー関係手続き、おくやみ窓口対応など</td></tr><tr><td>七生支所</td><td>証明書発行（住民票・戸籍・税証明等）、印鑑登録、マイナンバー関係手続き、国民健康保険資格確認書等の発行など</td></tr><tr><td>保険年金課</td><td>国民健康保険（資格・給付の申請受付、保険税の賦課など） 国民年金（加入届出、保険料の免除手続きなど） 後期高齢者医療制度（資格・給付の申請受付など）</td></tr><tr><td>納税課</td><td>市税等の収納・滞納管理に関する事、市税等の口座振替に関する事、市税等の納付に関する相談受付（納税相談）など</td></tr></tbody></table>	窓口名	主な業務内容	市民窓口課	住所の異動業務、証明書発行（住民票・戸籍・税証明等）、印鑑登録、マイナンバー関係手続き、おくやみ窓口対応など	七生支所	証明書発行（住民票・戸籍・税証明等）、印鑑登録、マイナンバー関係手続き、国民健康保険資格確認書等の発行など	保険年金課	国民健康保険（資格・給付の申請受付、保険税の賦課など） 国民年金（加入届出、保険料の免除手続きなど） 後期高齢者医療制度（資格・給付の申請受付など）	納税課	市税等の収納・滞納管理に関する事、市税等の口座振替に関する事、市税等の納付に関する相談受付（納税相談）など
窓口名	主な業務内容										
市民窓口課	住所の異動業務、証明書発行（住民票・戸籍・税証明等）、印鑑登録、マイナンバー関係手続き、おくやみ窓口対応など										
七生支所	証明書発行（住民票・戸籍・税証明等）、印鑑登録、マイナンバー関係手続き、国民健康保険資格確認書等の発行など										
保険年金課	国民健康保険（資格・給付の申請受付、保険税の賦課など） 国民年金（加入届出、保険料の免除手続きなど） 後期高齢者医療制度（資格・給付の申請受付など）										
納税課	市税等の収納・滞納管理に関する事、市税等の口座振替に関する事、市税等の納付に関する相談受付（納税相談）など										
行政評価対象事業とした経緯	<ul style="list-style-type: none">近年、人口構造の変化による働き手の減少、市税収入の減少、デジタル化の進展など社会情勢が大きく転換。限られた人的・財政的資源と変化する社会の中で、市民サービスの維持・向上に向け、「窓口時間・土曜開庁」のあり方を検討していく必要があると考えられるため、行政評価対象事業としたもの。										
現状の窓口開庁時間	平日 … 8:30 ~ 17:00 土曜日 … 8:30 ~ 17:00（毎週） ※ 令和6年（2024年）5月より全庁で15分短縮（～17:15→17:00） ※ 職員の勤務時間は8:30~17:15										
窓口開庁にかかる主なコスト	<ul style="list-style-type: none">人件費委託料（フロア案内等業務、窓口受付システム導入業務など）利用料（住民情報システム住民記録系業務システム、施設借上料、住民情報システム収滞納管理業務システムなど）										

4 市民評価意見結果（概要）

地域共創 PF に寄せられた意見数、及び評価意見結果の概要は以下のとおりです。また、今回は地域共創 PF の「投票機能」を使用し、意見募集とあわせて、開始時間、終了時間、土曜開庁に関する投票を実施しました。

(1) 評価意見・投票数

評価意見数 ※1	地域共創 PF	紙・他
	29 件	3 件

投票数	地域共創 PF	紙・他
	投票①:開始時間について	23 件
	投票②:終了時間について	22 件
	投票③:土曜開庁について	22 件
	67 件	12 件

※1 意見への返信については件数に含めていません。また、文字数制限等により複数回に分けて投稿しているケースも見られますが、それぞれ別カウントしています。

(2) 地域共創 PF に寄せられた意見総括

- 平日昼間に窓口を利用できない市民が一定数存在するため、そうした市民への利用機会を確保すべきであるとして、土曜開庁の継続や平日窓口時間の工夫を求める意見が多く寄せられた。
- 土曜開庁については、市民サービスとしての必要性を求める意見がある一方、人件費の増大や職員のワークライフバランスへの影響を懸念する声がある。開庁日数や時間を一律に設定するのではなく、業務量や時期に応じた運営の在り方を検討すべきとする意見があった。
- 加えて、オンライン申請、郵送手続、コンビニ交付などが進んでいる現状を踏まえ、来庁を前提としない行政サービスの更なる展開を進めるべきとの意見が寄せられた。
- また、窓口業務そのものの処理方法や待ち時間など、デジタル化の推進や体制面の改善によって、限られた人員でも効率的な運営を図るなど、今後の窓口業務の在り方について検討が必要であるとの意見があった。
- 地域共創 PF や行政評価の進め方について、意見募集ページや提示資料が分かりにくく、判断に必要な情報が十分に示されていない、また、窓口時間を短縮すれば人員減・税収減の問題が解決できるような示され方となっており、窓口時間短縮ありき、誘導に感じるなどの指摘があった。

(3) 投票結果概要

項目	タイトル
投票① 開始時間	開始時間は何時からがいいと思いますか。 【A】8:30 より前にして窓口体制を充実させ、他の施策を「削減」 【B】8:30 にして、現状維持

	【C】8:45にして、人口・税収減に耐えつつ、他の施策を「実施」 【D】9:00にして、人口・税収減に耐えつつ、他の施策を「より多く実施」
投票② 終了時間	終了時間は何時がいいと思いますか? 【A】17:00より後ろにして窓口体制を充実させ、他の施策を「削減」 【B】17:00にして、現状維持 【C】16:45にして、人口・税収減に耐えつつ、他の施策を「実施」 【D】16:30にして、人口・税収減に耐えつつ、他の施策を「より多く実施」
投票③ 土曜開庁	土曜開庁はどのくらい必要だと思いますか? 【A】毎週実施して、現状維持又はより拡充 【B】業務内容に応じ、時間・回数を縮小・廃止して人口・税収減に耐えつつ、他の施策を「実施」 【C】土曜開庁を終了して、人口・税収減に耐えつつ、他の施策を「より多く実施」

【結果総括】

- 窓口の開始時間・終了時間・土曜開庁のいずれについても、「現状維持」や「拡充」を選択した回答は少数にとどまり、窓口時間や体制を見直し、その分を他の施策に振り向けるべきとする選択が多数を占めた。
- 開始時間については、8:30から9:00に遅らせることで他の施策をより多く実施する【D】が大多数を占めており、窓口時間の維持・早朝開庁を要望する意見は少数であった。
- 終了時間については、17:00から16:30の短縮により他の施策をより多く実施する【D】が多数を占めており、窓口時間の維持・延長よりも、業務全体の見直しや政策への転換を重視する傾向が見られた。ただ、開始時間と比べると、その傾向はやや弱まっている。
- 土曜開庁については、業務内容に応じて時間や回数を見直す、または終了することで他の施策を優先すべきとする回答が過半を占めた。一方で、現状維持である毎週実施、また、拡充を求める意見も半数近く存在しており、この点は平日の開始時間・終了時間とはやや異なる傾向が見られた。

5 評価結果

以下、本部評価の結果を記載します。

なお、参考として行革推進委員会意見についても記載しています。

(1) 視点別の評価結果

公益的必要性	
	事務手続きによって、公益的必要性の高低が認められる
評価結果	<ul style="list-style-type: none">● 市民の平日来庁が困難な層（共働き、会社員等）への配慮として、窓口サービスの確保は最低水準として必要との市民意見が多数あり。土曜開庁は「公益的必要性のレベルで必要」との認識が示されており、一定の確保が必要と考えられる。● 一方、手続きの多くをオンライン化・来庁不要化することで、マイナンバー関連等の対面が不可欠な手続に資源を集中させるべきとの意見も多数あり。対面必須業務の対応強化が必要。● 部署別では、納税課は土曜開庁の公益的必要性が低く（平均相談4件／日で、コア相談は月1件程度、収納はコンビニ・キャッシュレスで代替可能）、市民窓口課はマイナンバー更新等の対面ニーズが増加しており、土曜開庁の公益性が高いと整理できる。● 市が直接担う必要がある業務の範囲の見直しに関する意見が寄せられており、委託・外部人材の活用等について検討が必要である。
有効性及び効率性	
評価結果	<p>短縮により効率性が向上する可能性がある</p> <ul style="list-style-type: none">● 試算では窓口時間の短縮、土曜開庁を常設→隔週とすることでそれぞれ年間数千万円のメリットが見込まれる。コスト面では見直しの必要性が認められる。● 市民アンケートでは開始時間短縮（8:30→9:00、8:45）が多数、終了時間も短縮（17:00→16:30）が過半。短縮に対する市民理解は一定得られていると考えられる。● 窓口システム立ち上げ等の準備時間や朝礼時間確保を考慮した短縮は、職員の業務効率や情報共有の強化等の効果が期待される。● オンライン申請の拡充が窓口来庁数の減少に寄与することから、窓口時間短縮はデジタル施策と組み合わせて進めていく必要がある。● 納税課は土曜開庁の実効性が低く、代替手段（納付書送付、コンビニ・キャッシュレス）により効果が同等以上に確保可能であることから、継続の必要性は相対的に低いと考えられる。

公平性	
評価結果	公平性の維持・改善を要するが、他の手段を含めた機会提供の検討が必要である
	<ul style="list-style-type: none">● 平日来庁が困難な層と利用可能な層の間で機会の差が生じているとの市民意見が多

	<p>数。是正には土曜開庁継続・拡充、手続の更なるオンライン化が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紳税課の納税相談者は個人事業主が多く、土曜常設の公平性上の必要性は高くなき可能性。予約制導入により、機会確保と効率化の両立が可能である。 ● コンビニ交付の手数料に関し、費用負担の見直しを検討する時期に差し掛かっている。
--	--

持続可能性	
	<p>窓口運営の効率化は人的財的な持続可能性を改善し得る</p>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来の人口減少・税収減を踏まえ、現行の人的運営には限界がある。DX・委託化・拠点化等による窓口運営の持続可能性向上が今後求められる。 ● 窓口時間短縮によるコスト削減は、将来の財政負担軽減に資する。職員の働き方も改善余地がある。

優先性	
	<p>業務によって差があるものの、優先度の高い業務の確実な提供を強化すべき</p>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー関連（更新・電子証明書）は、届出・申請期限が設けられていることから優先度が高い。土曜対応の中心的業務として位置づけるべき。 ● 紳税課業務の土曜開庁は、利用実態や代替手段の状況を踏まえると優先度が低く、平日業務（滞納対策の進捗管理等）に資源を振り向けるべきである。

(2) 今後の方針・求める対応

No	項目	内容
1	来庁必須業務の強化、及び代替方法の拡充・周知	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 来庁が必須であり、かつ期限が設けられているマイナンバー関連手続き（更新・電子証明書等）については、拠点化（マイナンバーセンター設置等）を含め、対応体制の充実・強化を検討してください。 ➤ 一方、代替手段が確立している業務（紳税課窓口等）については、予約制、オンライン化、コンビニ等への誘導を基本とした運営への転換を含め、見直しを検討してください。
2	窓口時間短縮に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 窓口時間短縮については、予約制、オンライン申請拡大、拠点化等と一体的に進めることを前提に検討してください。 ➤ 事業・課別にKPIを設定（来庁件数、待ち時間、時間外削減、オンライン申請比率等）するなど、短縮の効果および市民影響を検証しながら進めてください。
3	機会の公平性確保に向けた対応を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平日来庁が困難な層への対応として、土曜開庁や予約制、オンライン申請等を組み合わせた対応の在り方について検討してください。
4	持続可能な運営体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各業務について、市職員が直接処理する必要がある業務であるか

	制への転換を進めること	について整理し、委託化・外部人材活用等を含めて再検討を進めてください。 ➤ 土曜開庁に伴う振替休暇取得による平日の戦力低下を是正し、持続可能な組織運営および改善業務に充てる業務時間の確保を図ってください。
--	-------------	---

【参考】行革推進委員会意見

視点	公益的必要性	有効性及び効率性	公平性	持続可能性	優先性
概括	賛否両論	課題あり	賛否両論	課題あり	意見なし
意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 平日に窓口を利用できない市民が一定数存在するが、オンライン申請やコンビニ交付など、来庁を伴わない手続きが拡充している現状も踏まえると、従来どおりの「窓口」を提供し続けるべきであるかについては、検討が必要である。(公益的必要性) ● 市民意見では現状の窓口業務の進め方や待ち時間、デジタル化などについて多くの課題が指摘されており、市民・利用者の側からすれば十分でないと評価されている。今回のテーマは窓口時間・土曜開庁の在り方であるが、その前提として、来庁を前提としない手続きのより一層の拡充を含め、市民・利用者が求めるレベルの行政サービスの提供が求められている。(有効性及び効率性) ● 平日に窓口を利用する市民と、仕事や生活事情により平日の利用が難しい市民との間で、利用機会に差が生じているとの指摘が多く見られた。土曜開庁の継続やオンライン手続きの拡充などにより、この差を一定程度埋めることができる。一方、利用状況や来庁頻度を踏まえると、一律の窓口時間を設ける必要があるかは、検討の余地があると考える。(公平性) ● 将来、人口減少等による税収減や職員数減少が予測されており、現在の体制を前提とした窓口運営を維持することには限界がある。問い合わせ対応の省力化や AI 等の活用、外部人材の活用を含め、職員負担の軽減とサービス維持を両立させる仕組みづくりが今後必要である。(持続可能性) ● 平日の開庁時間に窓口に来庁できない方々への配慮は必要だと思うが、この意見結果から開庁時間及び土曜開庁の短縮、日数減少等について一定数の理解を得られるのではないか。 ● 開庁日および開庁時間については、土曜日を隔週あるいは月 1 回にできるようであれば、勤労者の早帰りが多い曜日（例：水曜日）は時間を延長するなどの検討が必要である。また、土曜開庁は毎週 3 か所で運営しているが、1 か所に集中できる体制を構築し効率化を図り、それにより振り向けられる人員・予算の配分を、他サービスの向上に再配分することについて具体的に明確化し、方向性を示す必要がある。 				

6 資料

(1) 地域共創 PF の意見投稿に関する統計

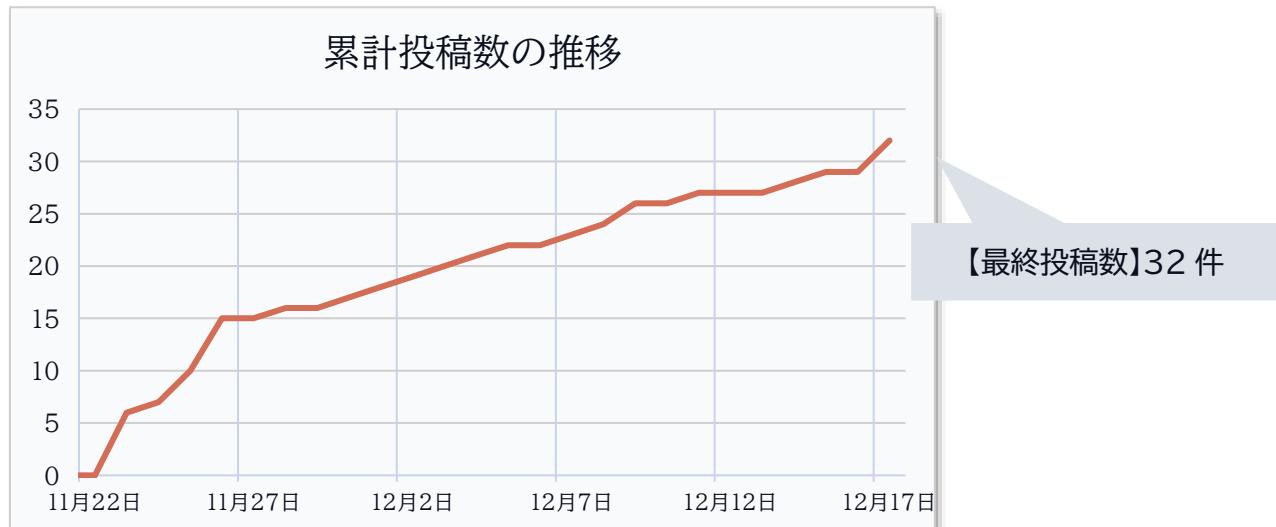


図 3 累計投稿数の推移

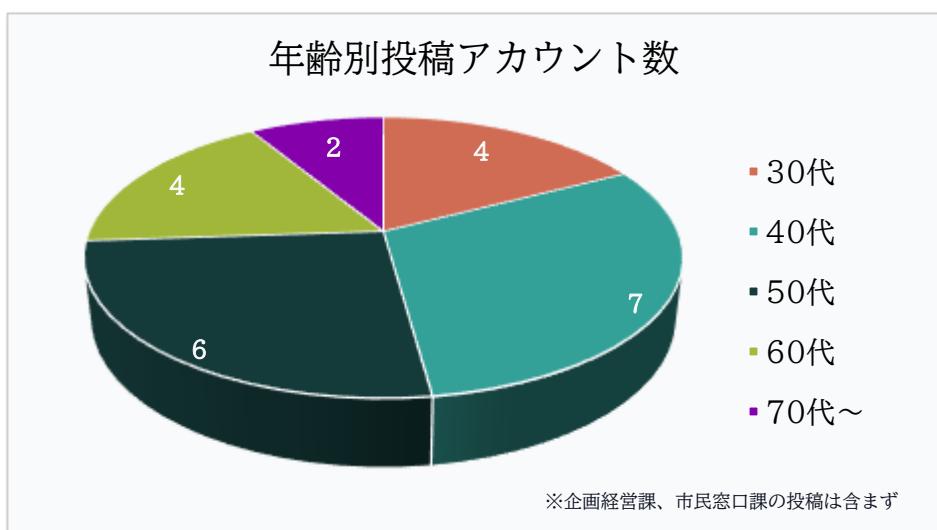


図 4 年齢別投稿アカウント数

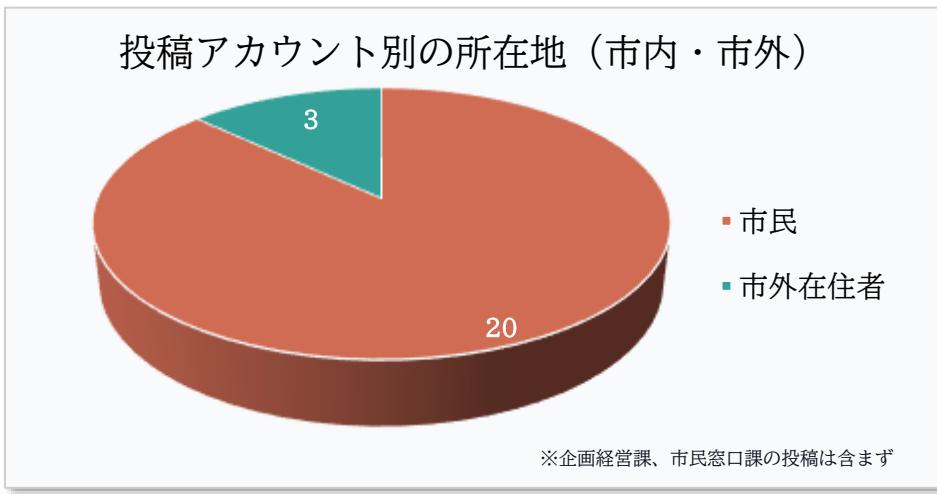


図 5 投稿アカウント別の所在地

(2) 行政評価の視点（詳細）

行政評価 の 視 点

税金は、市民の皆様から頂いている資源なので、誰もが本当に必要と考えることに無駄なく効率的に使う必要があります。

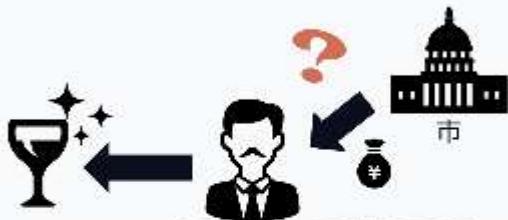
当然、偏った利益を生む事業、過剰な事業に使うなんてもってのほかです。
それなら他にすべきことはないですか。

行政評価では、市民の皆様と、こうしたことを一緒に考えていきたいです。

視点	問い合わせ
① 公益的必要性	事業目的は、公益としての市民ニーズに照らして妥当なものですか？ 行政の関与の在り方として、市が直接担う必要がある事業ですか？
② 有効性及び効率性	費用対効果は十分ですか？ 得ようと意図した効果と、実際に得られている効果は一致していますか？
③ 公平性	効果は、行政目的からみて、公平に分配されていますか？ 利用者の費用負担と、利用していない市民の費用負担（税金）との割合は、行政目的に照らして適切ですか？ 事業の過程で、第三者との公平性が損なわれていませんか？
④ 持続可能性	環境負荷の観点から、将来への負の影響を残していませんか？ 経済負担の観点から、将来世代へのコストの付け回しがされていませんか？ 将来的に入口（担い手）や財源が減少することを踏まえてもなお、持続可能な事業設計になっていますか？
⑤ 優先性	行政評価の各視点からみて有益な事業だとしても、他の事業よりも優先すべきですか？

視点①

公益的必要性



行政は、高級ワインでないと満足できない嗜好の方がいるとき、高級ワインの購入費を補助するべきでしょうか？



事業目的は、公益としての市民ニーズに照らして妥当なものですか？

左の例で、「市は、この方が高級ワインを買う費用を補助するべきだ」と判断する方は多くないと思います。

なぜそう判断されるのかというと、「市行政として保障すべきライン」が（漠然とでも）あって、「高級ワイン」がそのラインを超えていたのが明らかだからです。

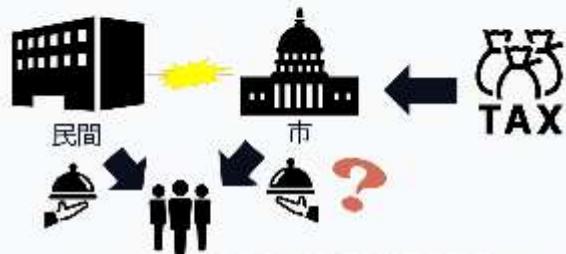
「公益としての市民ニーズ」とは、つまり

- ◆ 社会通念上、生活に必要として
- ◆ 行政が保障すべきラインの
- ◆ 市民ニーズ
を指します。

各事業がそのニーズに照らして妥当かどうか、ご意見をお願いします。

視点②

公益的必要性



市が直接事業を展開することは、いつも社会に良い影響を与えるとは限りません。



行政の関与の在り方として、市が直接担う必要がある事業ですか？

社会には様々な課題があり、その解決は行政だけじゃなく、様々な主体が担っています。

例えばスーパー・マーケットも、学習塾も、スポーツジムも、農家さんも、「地域の課題」を解決してくれています（だからこそ業として成り立つ）。

その中で行政は、税金をもって活動することから、「（税金というかたちで）市民全員で解決すべき課題」を対象とすべきものです。

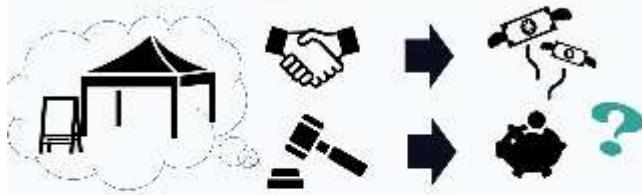
市が直接担ってしまうと、例えば民間事業者の活動を阻害するリスクがあります。

税金を投じて市場活動を邪魔してばかりで、本当に必要な行政施策にお金が回らない…などということは避けなければなりません。

その課題に対する「行政の関与の在り方」として、各事業がそのニーズに照らして妥当かどうか、ご意見をいただきたいと思います。

視点②

有効性及び効率性



契約先事業者を探すのに、馴染みの業者と言いたい値で直接契約するのと、競争入札して契約するのでは、費用面で違いが出る可能性があります。

地方自治法では、市に対して「最小の経費で最大の効果」を追求する責務を定めています。

つまり、「目的達成のために、税金をいくらでも投じていいわけではない」ということです。

「最小の経費」を実現する最もポピュラーな方法は、契約手続きとして競争入札を採用し、市場原理を働かせることです。

また、それ以外にも事業の中身、社会の変動に合わせた見直しなどを行うことで、経費を削減できる可能性があります。

なお、「同じ費用でより高い効果を」と、「同じ効果をより安い経費で」はどちらも大事ですが、後者を考える方が大抵簡単です。

各事業において、効果と費用の比較をいただき、是非ご意見をお願いいたします。



費用対効果は十分ですか？

視点②

有効性及び効率性



困窮者を救おうと始めた施策が、実際に支援事業者への支援に留まり、困窮者の減少に繋がっていないとしたら、その施策は見直す必要があります。

施策には目的があり、その実現に繋がるものと信じて事業を実行します。

ですが、現実に必ず意図どおりの効果を発生させているか、というと、そうは言いきれません。

大事なことは、「得ようと意図した効果」と「実際に得られている効果」を時々見直すことです。

今や目的がわからなくなってしまったのであれば、廃止を目指すべきです。

目的と効果が食い違っていれば、やり方を変えるべきです。

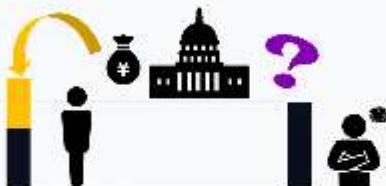
こうした状況に陥っていないか、皆様からのご意見をお待ちしております。



得ようと意図した効果と、実際に得られている効果は一致していますか？

視点③

公平性



生活支援として給付施策を始めたが、計算すると給付後の所得が給付対象外の世帯を超えることがあることがわかった。これは施策として公平でしょうか。

行政は、当たり前ですが「公平である」必要があります。

そのためには、保障すべきラインに満たない一部の市民を税金で支援していくことは絶対に必要です。

しかし、左の例ではどうでしょうか。

給付施策によって、給付対象世帯と対象外の世帯とで可処分所得（使えるお金）が逆転してしまっては、「やりすぎ」…つまり公平ではありません。

しかも、「その施策だけで計算すれば公平だが、他の施策も勘定に入れると逆転現象が起きる」という場合もあります。

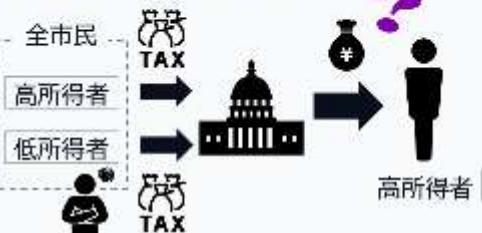
他の施策も含めて、総合的に公平性のある施策か、ご意見をお願いいたします。



効果は、行政目的からみて、公平に分配されていますか？

視点③

公平性



高所得者が利益を受ける行政サービスに係る経費を、低所得者の税金で負担する構図は、公平と言えるでしょうか。

税の機能の一つとして、「富の再分配」、つまり、高所得者と低所得者の貧富の差を縮めることで、みんなで少しづつ豊かな社会を目指す機能があります。

さて、例えば、全市民を対象とした行政サービスをすべて税金で賄った場合を考えます。

税金を頂く段階では、税率の違いなどで貧富の差が縮まりますが、低所得者も一定の負担があります。

サービスを提供する段階では、全市民が便益を受けるので、高所得者も一定の利益を受けます。

つまり、低所得者の負担で高所得者にサービスを提供することになり、公平性に逆行する場合があります。

当然、高所得者が受益を許されないわけではないですし、サービスの質や他の施策とのバランスにもよります。

視点の一つとして、ご意見を頂けますと幸いです。



利用者の費用負担と、利用していない市民の費用負担(税金)との割合は、行政目的に照らして適切ですか？

視点③

公平性



施策開始当初は公平であっても、時の経過によって事情が変わることはよくあります。

特に、「新しい事業」として始めたものは、その担当者（事業者や市民団体）は最初は「そこしかない」という場合があります。

そうして特定事業者（団体）を前提とした事業の枠組みは、後から同じようなことができる事業者（団体）が生まれても参入できない場合があります。

事業そのものは公益的にも公平性的にも問題がなくとも、このようにプロセスで公平性を害している場合があります。

公平性の検討には、結果や方法だけでなく、プロセスも含めてお考え下さいますようお願いします。

問い合わせ

事業の過程で、第三者との公平性が損なわれていませんか？

視点④

持続可能性



盛土や切土による住宅開発で、ファミリー世帯の移住につながったとしても、それが将来の災害リスクを高めていたとしたら、持続可能なまちではありません。

日野市は「SDGs未来都市」に選定されています。そうでなくとも、当然、各施策がSDGsの精神にもとるものであってはいけません。

環境影響はそのSDGsの一つとして取り上げます。

私たちは常に環境に影響を与えながら暮らしており、負の影響をゼロにすることは現実的には不可能です。

ですが、持続可能なまちを作るにあたっては、各事業における環境影響への一定の配慮が必要です。

今が良ければいいのではなく、今も、将来も日野市が発展していくために、「それを続けて大丈夫か」という観点が必要です。

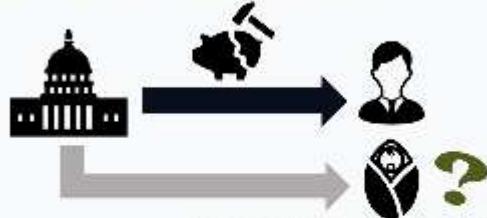
ご意見をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ

環境負荷の観点から、将来への負の影響を残していませんか？

視点④

持続可能性



現役世代の利益を追求するために将来の施策の貯金を食い潰しては、施策の維持はおろか将来のサービス低下にもつながりかねません。

行政には「公債」という借金をする制度がありますが、特に「建設公債」は、「将来の市民にも便宜を残し続けるから、そのコストは将来の市民も負担しましょう」という考え方による借金です。道路の築造に使うのが典型例です。

そうした理由があるでもなく、経済的な負荷を過剰にかけると、いずれ貯金は底をつけます。いくら「いい施策」であっても、そのせいで将来世代が使う貯金がなくなくなれば、それは「持続可能な施策」とは言えません。

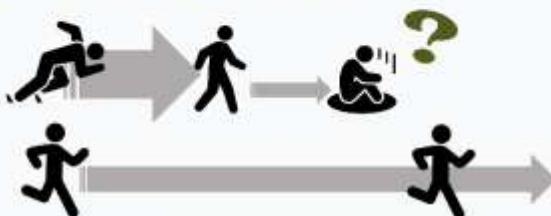
「いいことだからやりましょう」だけではない視点から、ご意見をお願いいたします。

問い合わせ

経済負担の観点から、将来世代へのコストの付け回しがされていませんか？

視点④

持続可能性



100m先がゴールなのであれば、100mを全力疾走すればいいかもしれません。
ゴールがずっと先にあるのであれば、「全力疾走ではない走り方」が必要です。

「今できること」は、「ずっとできる」とは限りません。

ましてや、少子高齢化社会、多様性の社会です。
現実的に、人口減少により社会の中の担い手も、職員側の労働力も減っていきます。

経済的にも、高額なランニングコストを継続して出し続けることは難しい場合があります。

要するに、「今できる全力」で事業設計をしたとしても、何年も維持することができません。

ともすれば、「今いる対象者」だけが恩恵を受け、「数年先の対象者」を切り捨てる施策にもなってしまいます。

持続可能な事業となっているか、皆様からのご意見をお願いいたします。

問い合わせ

将来的に人口(担い手)や財源が減少することを踏まえてもなお、持続可能な事業設計になっていますか？

視点⑤

優先性



どんなに欲しいものであっても、二つは買えないことはあります。
でも「豊かな生活」と「人の命」どちらかしか取れないとしたら、後者でしょう。

有益な事業と無益な事業を比べるのであれば、天秤に乗せるのは簡単です。

でも現実には、無益な事業は皆無です。限られた財源の中、「どれもいい事業だけど、これしか選べない」という選択が常に求められます。

福祉施策であっても、「より豊かな生活を目指す施策」であれば、「通常の生活ができるよう支援する施策」より優先順位は落ちるでしょう。また、まちづくり施策として「救急車が入れない地域の解消」などは優先順位が高いと思います。これを比較すれば、「福祉施策はあきらめよう」という判断だってあり得ます。

「どちらを（どれを）優先すべきか」という観点から、皆様からのご意見をいただきたく、よろしくお願いいたします。



行政評価の各視点からみて有益な事業だとしても、他の事業よりも優先すべきですか？

令和 7 年度（2025 年度）
日野市行政評価報告書

作成日：令和 8 年（2026 年）2 月 10 日
作成：日野市企画部企画経営課

〒191-8686
東京都日野市神明 1-12-1 日野市役所
電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先

電話：042-514-8069（企画経営課）
FAX：042-581-2516
E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
